広島県中学校教育研究会人権教育部会会則

第1条(名称)

本会は、広島県中学校教育研究会人権教育部会と称する。

第2条(目的)

本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県中学校の人権教育の充実を図ることを目的とする。

第3条(事業)

本会は,前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果についての刊行物の出版
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事業

第4条(事務局)

本会の事務局は, 部会長が指定する中学校におく。

第5条(組織・構成)

本会の趣旨に賛同する県内中学校に勤務する教育関係者を構成員とし、事業を進めるものとする。

本部役員と常任理事会をおく。

第6条(役員)

1 本会は、次の役員をおく。

部会長1名副部会長2名理事若干名監査2名事務局長1名

2 本部役員は、部会長・副部会長・事務局長で構成する。

常任理事会は、本部役員と理事、監査で行う。

事務局長を除く役員は管理職にあるものでなければならない。

第7条(役員の任務)

役員の任務は次のとおりである。

- (1) 部会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故ある時または部会長がかけたときは、その職務を代理し又は代行する。
- (3) 理事は常任理事会に参画し会務全般を処理する。
- (4) 監査は会計を監査する。
- (5) 事務局長は会の運営事務や会計事務を処理する。

第8条(任期)

役員の任期は、2年とする。ただし、欠員又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

部会長は広島県人権教育研究大会開催地区から選出される。

副部会長は次回と次々回の広島県人権教育研究大会開催地区から選出される。

監査は前回と前々回の広島県人権教育研究大会開催地区から選出される。

第9条(本部役員・常任理事会)

部会長は、本会の運営について協議が必要な場合は、本部役員会又は常任理事会 を招集する。

2 本部役員会や常任理事会は第6条の役員で構成する。

第10条(会計)

本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第11条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第12条 (会則の改正)

この会則の改正は、常任理事会において行う。ただし広島県中学校教育研究会の 理事会並びに広島県教育委員会の承認を得なければならない。

第13条(運営規則)

本会の運営について,必要な細則は別に部会長が定める。

付則

- 1 本会は、平成12年4月1日に設立し、同日より本会則を実施する。
- 2 本会則は、平成13年11月15日一部改正する。
- 3 本会則は、平成14年4月1日一部改正する。
- 4 本会則は、平成19年4月1日一部改正する。
- 5 本会則は、平成30年4月1日一部改正する。
- 6 本会則は、令和 3年4月1日一部改正する。